

# (債務名義に基づく)財産開示手続の申立てに必要な書類等一覧表

名古屋地方裁判所本庁・一宮支部・半田支部・岡崎支部・豊橋支部

令和6年1月1日

申立手数料	2,000円(収入印紙) ※当事者の数によって変わります(申立人×債務者1名ごとに2,000円)。
予納金 又は 郵便切手	<p><b>【本庁、一宮支部及び岡崎支部】</b></p> <p>○ 民事執行予納金 7,500円 ※申立後、予納に必要な書類を送付(交付)します。銀行窓口で振込手続をするか、本庁出納課分室(支部は会計係)に現金をお持ちください。 ※ 民事執行予納金の電子納付利用の登録がある方は、申立書提出時に登録コードをお知らせください。</p> <p><b>【半田支部及び豊橋支部】</b></p> <p>○ 郵便切手 7,670円 (内訳) 500円×10枚、100円×10枚、84円×10枚、50円×10枚、20円×10枚、10円×10枚、2円×10枚、1円×10枚</p>
必要書類 (添付書類)	<p>○ 財産開示手続申立書(表書き+当事者目録+請求債権目録)</p> <p>○ 執行力のある債務名義の正本 (判決、仮執行宣言付支払督促、和解調書、調停調書、審判、公正証書等) 執行文付与が必要な債務名義は、債務名義を取得した裁判所又は公証役場で執行文の付与を受けてください。 ※ 基本的に次のものは執行文は不要です。 家事審判書正本、家事調停調書正本(養育費、婚姻費用分担金、扶養料、遺産分割金、財産分与等を請求するときで、慰謝料等を含まない場合)、仮執行宣言付支払督促正本、仮執行宣言付少額訴訟判決正本 ※ 協議離婚及び離婚に伴う給付を定めた公正証書(ex.離婚給付等契約公正証書など)に基づく申立てにおける執行文については、原則として、離婚という事実の到来に係る事実到来執行文及びその送達証明書の添付が必要となります。</p> <p>○ 債務名義の正本の送達証明書 債務名義を取得した裁判所又は公証役場において取得してください。 ※ 家事審判書は更に確定証明も必要です。</p> <p>○ 代表者事項証明書などの商業登記に関する登記事項証明書(資格証明書) (当事者が法人の場合) ※ 申立人は申立日から3か月以内のもの、債務者は申立日から1か月以内のものを提出してください。 ※ 本店所在地が債務名義上の本店所在地と異なるときは、当事者目録にその両方を併記し、そのつながりを証明する資料(登記事項証明書等)を提出してください。</p> <p>○ 住民票等(当事者が個人の場合) ※ 債務名義の住所・氏名と申立書に記載した住所等が同じ場合には、住民票等の提出は不要です。 ※ 申立人は申立日から3か月以内のもの、債務者は申立日から1か月以内のものを提出してください。 ※ 債務名義上の住所、氏名と現在の住所、氏名が異なる場合は、当事者目録にその両方を併記し、そのつながりを証明する資料(従前の住所等の記載のある住民票、住民票の除票、戸籍の附票等)を提出してください。 ※ 住民票は、<u>個人番号(マイナンバー)が記載されていないもの</u>を提出してください。</p> <p>○ 債務名義等還付申請 債務名義等の還付を希望する場合は、債務名義等還付申請書及び還付希望の文書の写しを提出してください。</p>
証拠書類	<p>○ 民事執行法197条1項1号に基づく場合 (本件申立日より6か月以内に配当又は弁済金交付の手続によって終了した場合) ・配当表写し又は弁済金交付計算書写し (奥書から申立人・債務者が確認できない場合は加えて) ・不動産競売開始決定写し、債権差押命令写し、配当期日呼出状写し等の申立人・債務者がわかる資料</p> <p>○ 民事執行法197条1項2号に基づく場合 ・財産調査結果報告書 ・上記報告書の内容に応じた不動産、債権、動産等に関する疎明資料</p> <p>○ (必要な場合のみ)民事執行法197条3項の要件を証する文書</p>
目録の写し	○ 当事者目録 1部(印・頁数のないもの) ○ 請求債権目録 1部(印・頁数のないもの)

※ 一般先取特権に基づく申立てに必要な添付書類・費用等については、各裁判所にお問い合わせください。